

令和 5 年 11 月
盛岡広域環境組合議会定例会会議録

議事日程（第 1 号）

令和 5 年 11 月 17 日（金） 午後 2 時 31 分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

追加議事日程（第 1 号の追加 1）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 一般質問
- 第 6 認定第 1 号 令和 4 年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 野中靖志君 | 2番 | 田山俊悦君 |
| 3番 | 豊村徹也君 | 4番 | 村田芳三君 |
| 5番 | 庄子春治君 | 6番 | 関治人君 |
| 7番 | 高橋悦郎君 | 8番 | 柳橋好子君 |
| 9番 | 藤原治君 | 10番 | 日向裕子君 |
| 11番 | 堂前義信君 | 12番 | 山崎留美子君 |
| 13番 | 山崎邦廣君 | 14番 | 鈴木満君 |
| 15番 | 松山宗治君 | 16番 | 朽木元治郎君 |
| 17番 | 橋浦栄一君 | 18番 | 及川ひとみ君 |
| 19番 | 谷上知子君 | 20番 | 小川文子君 |

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

| | |
|-----------------|--------|
| 管理者（盛岡市長） | 内舘茂君 |
| 副管理者（八幡平市長） | 佐々木孝弘君 |
| 副管理者（滝沢市長） | 武田哲君 |
| 副管理者（雫石町長） | 猿子恵久君 |
| 副管理者（葛巻町長） | 鈴木重男君 |
| 副管理者（岩手町長） | 佐々木光司君 |
| 副管理者（紫波町長） | 熊谷泉君 |
| 副管理者（矢巾町長） | 高橋昌造君 |
| 副管理者（盛岡市副市長） | 中村一郎君 |
| 会計管理者（盛岡市会計管理者） | 長澤晋君 |
| 事務局長（盛岡市環境部長） | 小原勝博君 |
| 事務局次長（盛岡市環境部次長） | 森田晋君 |
| 総務課長 | 菊池与志和君 |
| 施設課長 | 藤原司君 |
| 施設課主査 | 中村晴光君 |

職務のために議場に出席した者

| | |
|-----|--------|
| 書記長 | 菊池 与志和 |
| 書記 | 関 宏 典 |
| 書記 | 藤原 成 章 |
| 書記 | 金 野 修 |
| 書記 | 中 嶋 亮 |

会議内容

午後 2 時31分 開 会

◎臨時議長（柳橋好子君） これより令和 5 年11月盛岡広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

ここで御報告申し上げます。高橋代表監査委員から体調不調のため、本日の本会議を欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

最初に、諸般の報告をいたします。監査委員から例月現金出納検査の結果報告が 7 件、定期監査の結果報告が 1 件あり、既に配付してありますので御了承願います。

これより本日の議事日程の報告に入ります。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めます。

日程第 1、仮議席を指定します。新たに組合議会議員に14名の方が選出されたことに伴い、仮議席を臨時議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読していただきます。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎臨時議長（柳橋好子君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 議席番号、氏名の順に読み上げます。

1 番野中靖志議員、2 番田山俊悦議員、3 番豊村徹也議員、4 番村田芳三議員、5 番庄子春治議員、8 番柳橋好子議員、9 番藤原治議員、10番日向裕子議員、11番堂前義信議員、12番山崎留美子議員、17番橋浦栄一議員、18番及川ひとみ議員、19番谷上知子議員、20番小川文子議員。

以上でございます。

◎臨時議長（柳橋好子君） ありがとうございます。

では、日程第 2、盛岡広域環境組合議会議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（柳橋好子君） ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、臨時議長において指名することにしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（柳橋好子君） ありがとうございます。御異議がないと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長には、村田芳三君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長において指名しました村田芳三君を当選人と
定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（柳橋好子君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。

よって、村田芳三君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました村田芳三君が議場におられますので、本席から
告知します。

ただいま告知しました村田芳三君から御挨拶があります。お願いいたします。

◎4番（村田芳三君） 議長。

◎臨時議長（柳橋好子君） 4番村田芳三君。

◎4番（村田芳三君） 盛岡広域環境組合議会議長への就任に際しまして、一言
御挨拶を申し上げます。

議員各位の御推挙によりまして、組合議会議長の要職を担うことになりました
盛岡市の村田芳三でございます。

議長の職務は、議会の秩序を維持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議
会を代表すると地方自治法に定められておりますが、議員各位の御協力なくして
議会運営を円滑に進めていくことはできません。

私は、盛岡広域環境組合の円滑な事業実施のため、議会運営に誠心誠意努力し
てまいりたいと存じており、議員各位におかれましては諸施策に係る建設的かつ
活発な議論をお願いしたいと思っております。

議員各位の心からの御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではござい
ますが、就任の挨拶とさせていただきます。

◎臨時議長（柳橋好子君） ありがとうございます。

ここで私の臨時議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございます。ありがとうございました。

村田芳三君は、議長席にお着きください。

ここで暫時休憩いたします。

〔議長、臨時議長と交代〕

午後 2 時 37 分休憩

午後 2 時 38 分再開

◎議長（村田芳三君） 会議を再開します。

ただいま配付されました追加議事日程により進めます。

追加議事日程第 1、議席の指定を行います。新たに組合議会議員に選出されました皆様の議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定します。

追加議事日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において、3 番豊村徹也君、5 番庄子春治君の 2 名を指名いたします。

追加議事日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

追加議事日程第 4、盛岡広域環境組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には、柳橋好子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました柳橋好子さんを当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、指名のとおり、柳橋好子さんが副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました柳橋好子さんが議場におられますので、本席から告知します。

ただいま告知しました柳橋好子さんから御挨拶があります。

◎8番（柳橋好子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 8番柳橋好子さん。

◎8番（柳橋好子君） ありがとうございます。滝沢の柳橋好子です。副議長に御推挙をいただきまして、先ほど議長が御挨拶したとおりのことを、私は足を引っ張ることなく協力してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様もよろしく願います。

◎議長（村田芳三君） ありがとうございます。

この際、今期定例会の招集に当たり、盛岡広域環境組合管理者から御挨拶があります。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

先般行われました盛岡市長選挙において、盛岡市長の任に就くこととなり、同時にこの盛岡広域環境組合の管理者を拝命いたしました。その職務の重大さと責任の重さに身が引き締まる思いでございます。皆さんとともに最善を尽くしてまいりたいと存じますので、議員の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしく願います。

結びに、本定例会に提案申し上げております議案につきましては、よろしく御

審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

これで挨拶といたします。よろしくお願いいいたします。

◎議長（村田芳三君） 追加議事日程第5、一般質問を行います。

質問を許します。20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） 議席番号20番の小川文子でございます。自席で質問をさせていただきます。

昨今の頻発する大水害、そして森林火災、そして干ばつ、そして私たちの周りでも作物が高温障害で大変な被害を受けております。熱中症も大変な状況となっております。このような状況の中で、二酸化炭素の排出を抑制し、温暖化対策をしっかりと進めていくことは大変重要で、そして喫緊の課題であると捉えております。そのような観点の中で、この新設組合が良好な結果を出せるように、私も議論に臨みたいと思っております。

まず、1問目の質問をさせていただきます。1問目の質問でございます。ごみの処理方法によってごみの処理量は変化すると思われまじけれども、日量459トンとする根拠を伺います。

①としては、メタンコンバインド方式とした場合に日処理量の試算をできないかということでございます。

それでは、2番目といたしましては、現在施設の稼働率は年間290日でございますけれども、この稼働率を上げることによって1日の平均の焼却量を増やすことができますので、そうしますと、施設規模を小さくすることができるのではないかと。これは、やはり施設建設に関わる費用、そして維持管理費の費用を考えた場合に、施設をいかにコンパクトに小さく、有効なものにしていくかということが非常に重要なことであると考えているからでございます。

以上です。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 小川文子議員の御質問にお答えを申し上げます。

新たなごみ焼却施設の施設規模についてでありますけれども、新施設の稼働を予定する令和14年度の焼却処理対象物の見込量12万932トンに、全国における最近5年間に整備された同等規模のごみ焼却施設において、災害廃棄物の想定量とし

て最も多く採用されている施設規模に対する10%の処理量を加えた上で、令和5年9月に国から示された施設規模の算定方法に基づき、年間290日の稼働を想定し、まずは1日当たり459トンの施設規模としたところであります。

次に、メタンコンバインド方式とした場合の1日の処理量の試算についてでありますけれども、ごみ処理方式につきましては、施設整備検討委員会において第3次までの選考を行うこととしており、第2次選考においてメタンコンバインド方式が第3次選考に向けて検討対象とされた場合には、事業者からの技術提案に基づき、メタンガス化施設及び焼却施設の施設規模をこれから明らかにしてまいります。

施設稼働率についてであります。まずは国から示された年間290日の稼働を想定しているものであり、現時点においてはこの日数を用いることが適当であると、そういうふうを考えております。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） それでは、再質問をさせていただきます。

今全国でごみの資源化、リサイクルが取り組まれております。私も徳島県の上勝町に視察をしてまいりましたけれども、あそこはごみ排出ゼロ、ゼロ・ウェイストの宣言をした町でございまして、リサイクル率が80%、8割でございました。最後に処理できないものは、おむつなどの衛生品と、それからゴムであったということで、高齢な人が多い葉っぱビジネスの町で有名な町でございましてけれども、大変感銘を受けて帰ってきたところでございます。このように全国津々浦々でごみの排出削減をやられていて、その先導役をこの上勝町は果たしておられます。

私どもも今までも取り組んできたところではございますけれども、更にこれを加速させる必要が今あるかと思われま。したがって、令和14年の目標ということではございますが、更にごみの量が減ることに成功した場合には、この規模を小さくすることができるのではないかと思います。そして、8市町が一丸となってこれに取り組んでいけば、更にこの規模を縮小させることは可能と考えますので、その場合にこの459トンというものが変わってくるものかどうか、変わるとは思いますけれども、そのことについての考えをお伺いいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） お答えします。

いろいろ施策を取る中でごみの排出量が減った場合、議員おっしゃるとおり、焼却施設の規模というのは小さくすることが可能であろうと思いますけれども、現在我々廃棄物処理基本計画を策定しており、その中で推計しているわけなのですけれども、令和14年の推計といたしますと、今お答えいたしました12万トンぐらいだということがある意味精いっぱいではないかなというふうに思っているところでもありますので、施設規模については現在のところは変わらないのかなというふうに思います。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） 再質問の2回目ですが、年間290日の稼働を想定しておりますけれども、国からもそれを推奨しているということでございますが、日にちを上げる、日にちというか稼働する日数を上げるということは、これはこの施設独自で決定することができるものなのか、あるいはそういう決まりがあるものなのかについて伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） これまでは、環境省のほうから280日というふうなのが示されておりましたけれども、その施設規模の算定式もありましたけれども、それは20年近く変わっていなかったということでありまして、今回環境省から示されたものというのは、実際に最近稼働している施設というのはもう少し稼働率が高いという調査が出ているというようなことから、290日にするということでの通知があったというものであります。

また、独自に稼働率を例えば300日にするということはできると思いますけれども、その場合にはそれが適正に施設として動くかどうかというものの検証をした上でなければ採用することはできないだろうと思いますので、現在のところ290日というのをを使うのが一番良いだろうというふうに思っているところでもあります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） これ①についてはよろしいです。次に、②の質問でございます。施設の稼働率についても質問したので、これでよろしいです。

（2）のほうで、災害廃棄物量を10%としておりますけれども、災害時には大量の廃棄物処理に係る人員とか燃料等ごみが多いからといって、処理量をすぐ増加することが可能か疑問であります。したがって、施設規模を大きくするよりも、更なる連携によって災害対応する必要があるのではないかと考えます。これは、東日本の場合は当紫波処理組合では大槌のごみを、災害廃棄物をかなりの、1年ぐらい受け入れておりましたし、それから県境の産廃も当施設で受け入れておりました、かなりの長い期間にわたって受け入れておりましたことから、大きな災害が起きた場合にはすぐ処理ができるものではなく、やはりかなりの年月を要することになるかと思われまます。そのときに、例えば10%ぐらいの施設が大きいとか少ないとかというのは大きな問題にはならないのではないかと。むしろ施設を大きくしないほうが、今後のことも考えれば、できるだけコンパクトがよいのではないかとこのように考えるものであります。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） まず、災害の対応についてですが、災害発生時の一時的な廃棄物の増加に対応するために、施設規模に10%程度の処理量を加えた施設規模が必要と考えておりました、災害の発生時においても廃棄物を適正に処理するために、適切に施設の管理運営を行うことができるように、人員等の体制も構築してまいりたい、そういうふうに今は考えております。

また、災害の廃棄物の処理に当たりましては、まずは圏域内の災害廃棄物を処理することができる体制とすることが必要と捉えておりますけれども、災害の規模により、新たに整備するごみ焼却施設の処理能力が不足する場合には県と協議、調整の上で、本圏域にとどまらず、県内の処理施設の応援体制により対応する必要があるものと存じております。今後、新施設の整備と併せて、県内自治体等との相互連携体制の構築に努めてまいりたい、そう考えております。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） それでは、再質問いたします。

ごみ広域化の場合は、現在検討されている盛岡市の1か所に8市町の災害ごみが集まるということになりますと、それはもう大変な量でございますので、そもそも無理があるのではないかと思います。恐らくその段階において、各市町で一旦ためておいて、それを大型のところを持っていくというようなことでなければ、大災害、例えば東日本のような災害のときには対応できないだろうと考えますので、大きいところだけ10%にするというのは本当に意味があるのかどうか、ちょっとそこはまだ疑問なのですけれども、今後のことなので、どういうふうにしてごみを集めるかという、災害時のごみを集めるかというのはまだ分かっていないかもしれませんが、災害時に一体どういうふうなごみの集め方をするのかを伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 災害時のごみの集め方というような御質問でございましたけれども、この8市町のごみの処理につきましては、広域環境組合ではごみの焼却という事務を担うということになっておりますので、ごみの収集とかについては各市町がやるということになっておりますので、災害が発生した場合においても基本的に各市町で集めて、どこかに集積するなりして集めて、それを焼却施設に持ってきていただくという形になろうかと思いますので、組合のほうでの収集の体制というのはちょっとお答えできないというところであります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） 再質問であります。そうなりますと、例えばごみが1か月で大きく10%としたときに、1か月で全部の処理が済むかもしれないけれども、10%にしないときに1か月10日かかったと。日にちは延びるかと思えますけれども、規模を大きくしなくても、期間を延ばすことによって可能であると考えますけれども、その考えについてお伺いいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 災害廃棄物については、全国を調べますと、確かに災害廃棄物の分を加算していないという都市もあるのですけれども、現在我々が

調べたところでは、50の自治体を調べましたけれども、35の自治体が災害廃棄物の加算をしていると。それが大体我々が造ろうとしている規模のものでいくと、大体10%ぐらいというふうになっているということです。10%程度は自分たちで処理できる能力をやはり持っていなければいけないだろうというふうに判断し、今回10%を加算した施設というふうにしているものであります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） それでは、（3）でございます。リサイクル率向上の取組について、令和14年度までの目標、中間目標について伺いたいと思います。これは、各市町それぞれでありますけれども、一丸となってこの事業に取り組む以上は、やはりこの組合としての指標を示す必要があるのではないかと考えることから伺います。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 令和14年度のリサイクル率の目標値についてでありますけれども、資源ごみ等の処理は各市町が実施するものであるため、リサイクル率の目標は各市町の一般廃棄物の処理計画において定められるものと思っております。今後も引き続き、8市町及び関係一部事務組合が相互に連携をしながら、圏域の住民意識の更なる向上を図り、循環型社会の形成に向けて取り組んでいくべきものと存じております。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） それでは、4番目に移ります。各市町で現在分別が異なっておりますが、容器包装プラスチック、その他紙、生ごみのリサイクルについて、各市町の手本を示すといいますか、既に実施されているところと実施されていないところがありますことから、いわゆる水平展開といいますか、皆さんがこれを共有できるようなシステムについての考えがないかについてお伺いいたします。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 各市町の分別、リサイクルについてでありますけれども、当組合の設置と併せて8市町間で締結しました県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定において、現在各市町が実施しております分別、資源化の取組は継続をすること、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の資源化は8市町の全域で実施するとされております。このことから、8市町及び当組合を含む関係一部事務組合で構成する県央ブロックごみ処理体制検討協議会を通じて、協定に定める3Rの推進に係る施策の実施について協議をしていくとともに、各市町のごみ減量、リサイクル推進の取組について情報交換を行うなど、引き続き連携を深めてまいりたいと、そう思っております。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） 再質問です。プラスチックについてはそのように進められるということで、了解をいたしました。一番最初の質問とも関連いたしますけれども、生ごみをどのように処理していくかということがやはり大きな鍵になるのではないかと思います。矢巾町の場合は、資源化して堆肥になっておりますし、紫波町でもメタンガスの今検討をしているということでもあります。盛岡市の、あるいは滝沢市の、この人口の多いところがそれを実施いたしますと、更にごみの量が減っていく、リサイクル率が高まるのではないかと思いますけれども、各市町がそれぞれ独自の判断をなさることではありますけれども、これを更に進めるような取組について考えはないかについてお伺いをしたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 生ごみについての質問でありましたけれども、生ごみにつきましては議員御指摘のとおり、盛岡であるとか滝沢であるとか、その実施がなかなか、どのように実施すればいいのか、またそれに係る経費、あとは実際にやる場合には市民の方にそれをお願いしなければいけないということになるので、我々も考えてはおりますけれども、現在のところやはり非常に難しいのではないかというふうに考えているところであります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） 大変難しい、人口が多くなればなるほど難しいかもしれませんが、今テレビ報道あるいは新聞報道等でも、いかに地球が病んでいるかということが連日のように報道されております。これを市民の皆さんは情報としてしっかり受け止めているのではないかと思いますことから、やはり積極的な発信をする必要があるかと思います。やるほうが難しいと言っていたら進まないと思います。やるほうが覚悟を持って進める、これが大事ではないかと思います。その意気込みについてお伺いをいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ありがとうございます。いろんな施策を実施する場合にはそのとおりだと思いますので、今現在でも盛岡市のほうで手絞り、もう一絞りとかということを実施しておりますので、できるだけ施策を積極的に発信し、そして生ごみの量、今大事なものは、重量で換算していますので、そこを何とか落とすということが大事だと思いますので、そういった発信をできるだけ進めたいと思います。

〔「議事進行」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也君。

◎3番（豊村徹也君） 初めてなので、ちょっとルールが分からないのですけれども、今の質問は項目は1つではないのですか。ここの質疑の回数の中で、1つの項目ごとに3回まで質疑を行いながら進行すると、こういうふうに定めてあるわけですが、もし今のやり取りがこのルールにのっとったものだとすると、この項目を4つ書かなきゃいけないのではないのですか、これ。項目は1つですよ。細目ごとに質疑が3回できるというルールですか、これ。確認します。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 項目をどういうふうに捉えるかというところだと思います。その部分について、明確に1項目をどうするという部分はちょっと定まっていない状況がありまして、一方で1項目、例えば今回のものでいけば、大項目が1つあって、小項目が4つあるとした場合は、それぞれの再質問あるいは再々質問ができるものだろうというふうに、本来的には議長が定まっていれば、議長、副議長と協議してということなのですから、できない状況でありまし

たので、事務局として今回についてはそういうような判断で進めざるを得ないのかなというふうな解釈をしたものでございます。

◎3番（豊村徹也君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也君。

◎3番（豊村徹也君） 初めてなので、1回目でいろいろ試行錯誤するのは分かるのですが、しっかりと定めないと、例えば次の次、庄子春治議員は項目があつて、そして内容が（1）、①、②とありますよね。これも全て項目だというふうに解釈すると、この中でまた3回質疑するというようなことも可能になってくるわけですし、これ私、いい、悪いと言っているのではないのです。ルールをちゃんと決めないと、そのときのやり取りの中でこれは項目だ、3回だというように解釈にもなりかねないので、少し、今日は一番初めてなので、いろいろ手探りの部分もあるわけですが、この辺をはっきりしないと、議会運営委員会というのではないわけですから、ちょっとその辺はどこで決めるか分かりませんが、通告の仕方を含めてルールはちゃんと整備すべきだと思いますが、いかがですか。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） いただいた御意見、そういった部分、そのとおりのかと思しますので、次回に向けて当局と皆さんと相談をしていきたいと思えます。

◎議長（村田芳三君） 質問ありがとうございました。議長と副議長、そして事務局と検討させていただいて、2月の定例会で御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 通告に従って質問させていただきます。私は、一括で伺いますけれども、大項目1つと小項目3つということで、最初に一括で質問させていただき、その後小項目については論点を明確にするため、一問一答方式でその後2回、可能であればさせていただきたいと思つて質問いたします。

大項目、1つだけですけれども、最終処分場の広域化の方向性と整備について伺います。4月に開催された臨時会でも意見を私も述べましたし、他の議員も述べたところですが、広域化の一つの目的である効率的な、経済的な、ごみ処理の

議論においては、施設の処理方式を検討する際には施設処理後の残渣処分費、広域共有の最終処分場の建設をするかどうかを含め、その費用もあるわけですが、それを含めたトータルで考えるべきであると意見を述べたところです。現時点では、このことについては問題を先送りにされていると考えるので、3点について伺いたいと思います。

1つ目ですが、当計画の時期が延びて、各市町の最終処分場は開始年度ですぐ埋まる可能性が高い施設もあると考えますが、その見通しをどのように捉えているのか伺います。

2つ目として、現在施設整備検討委員会でごみ処理方式の議論がなされておりますが、この点の適切な資料を提供し、専門的な議論をしていただくべきかと思いますが、その点について伺います。

3つ目ですけれども、処理施設の広域化に加え、それまでに新たな最終処分場の建設には多大な時間なり労がかかるとは思いますけれども、建設がない場合ですけれども、現在各市町の最終処分場のそれぞれ施設運用と、この広域の施設運用と併せて、全て広域化していくことが効率的と考えますが、その方向性について伺います。これは、要はそれぞれの市町が1つ持っている、それぞれでそれを担当するのではなくて、一体で管理していくほうが効率だという意見で申し上げているところです。

以上です。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 藤原治議員の御質問にお答えを申し上げます。

各市町の最終処分場の見通しについてでありますけれども、各市町の残余容量調査の結果や、今後のかさ上げ工事の実施の見込みなどを勘案した埋立終了年度の見込みでは、最も早い八幡平市では令和14年度、長い市町でも令和23年頃までとなっており、いずれの市町においても最終処分場の受入容量には十分な余裕があるとは言えない状況であるというふうに捉えております。

施設整備検討委員会におけるごみ処理方式の議論についてでありますけれども、ごみ処理方式につきましては第3次選考まで協議し、絞り込みを行ってまいります。令和5年10月に開催した第2回施設整備検討委員会において、現在のごみ処理技

術を広く対象とした上で、近年の導入実績がない処理技術や当組合の可燃ごみ処理に適さない処理技術を除外する第1次選考を行い、焼却とガス化溶融の2方式、またそれらと組み合わせる技術としての乾式のメタンガス化方式を選定したところであります。

今後は、令和6年1月に予定する第3回委員会において、処理技術の組合せについて検討し、稼働実績や環境負荷、経済性などの評価項目に基づく第2次選考を行った上で、プラントメーカーに技術提案の依頼を行うこととしております。その提案内容に基づいて、令和6年9月頃に開催を予定する第6回委員会において第3次選考を行うこととしております。

各段階の選考においては、委員の皆様 nationwide の導入事例や技術的な側面の資料をお示しした上で、専門的な知見に基づく意見をいただきながら選考を進めてまいります。

最終処分についてであります。当組合の規約上は、ごみの最終処分は共同処理する事務となっておりますが、当組合の設置と併せて8市町間で締結した県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定において、最終処分の外部委託等による既存処分場の延命化を図りながら、将来における最終処分体制について検討を進めるものとされております。このことから、8市町及び当組合を含む関係一部事務組合で構成する県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、新ごみ焼却施設の整備と並行して、圏域における最終処分体制について協議、検討を進めてまいりたい、そう考えております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） それでは、1つ目の小項目の最終処分場の見通しについて再質問いたします。早いところで令和14年、要は始まってすぐということだと思いますが、当市滝沢市でも処理方法によっては、今ある処理方法ですけれども、6倍から10倍違うというふうに、残渣が出ると言われておりまして、もしも多い場合には1年で滝沢の最終処分場も終わるといふふうに私は聞いております。そうなった場合に、処理施設の方式によってものすごく違いが出てくるわけです。そうすると、後々検討すると言っている最終処分場の延命の議論は処理施設の内容によって大きく変わってくるので、ここの捉え方は、どのような残渣の量とし

て判断されたのか伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今議員がお話しいただきましたとおり、処理方式によって出てくる残渣というのが変わってくるわけです。今滝沢市さんとかでやっている溶融炉の方式でいきますと、出てくる灰、飛灰のすすがありますけれども、燃え殻という主灰というものは出てこない。むしろ出てこないで、スラグと呼ばれる再利用可能なものが出てくるということなので、再利用ですので、埋め立てする処分が必要ないということになります。盛岡などが採用している焼却方式ですと、主灰というのが出てきますので、処分場が必要ということになります。今現在、広域環境組合で考えているものとしますと、民間への委託処理、溶融にしても焼却にしても、灰が出てきた際にはそれを民間委託をして処理をします。つまり最終処分場を使わなくて済むような方式を進めたいというふうに考えております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） この項目については、あと1回しか質問できないのですが、私が質問したのは、この答えがどの方式によって算定したものですかということを知りたいつもりだったのです。処分場の処理によって違ってきて、年数が違ってきます。それを私は聞いたので、これを1回としてしまうかと思うと残念ですが、これらの処理方式によって違うことをしっかりした資料として提示することは可能かどうか、併せて伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 大変失礼いたしました。現在の残余年数につきましては、それぞれの施設での処分方式での、滝沢であれば溶融炉を使っていますので、それに基づいての残余年数です。そういうふうにそれぞれの市町が持っている施設での場合の残余年数ということになります。資料のほうは、後ほどお示ししたいと思います。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 次に、検討委員会のほうの議論への質問の2項目めについて再質問いたします。このお答えのほうは、私が質問した趣旨には明確にお答えになっていないと考えます。それは、先ほど議論した処理施設の方法によって、最終処分場の量が残渣によって全く違ってくるとというのが先ほどの質問で明らかのように、本来は最終的にこの施設を選んだらばこういうふうになりますよ、残渣が多い施設を選ぶとこういうふうになりますよということがあって、そっちにも費用がかかるわけですよ。それらのトータルとして施設をどれが、経済性という観点からいけば、そこも含めた形の経済性があるべきだと思う。それ以外に、確かにカーボンニュートラルとかいろんな検討項目はあると思いますけれども、経済性をまず1点として考えた場合には最終処分場の処理経費、先ほど民間に処分を委託すると、最終処分場をもしかすると造らないで委託するというふうにお答えになったと私は理解したので、もしそうであれば、その委託した処分料がどれぐらいかかるのか。どれぐらいかかるかも処理施設の仕方によって全く違うわけです。要は、それも含めた経済的な処理施設がどうあるべきかというものを、この検討委員会に正確に資料を示して、そこも含めて検討していただけないかというのがこの質問の趣旨でございます。来年の9月まであと1年、2年間でやるわけですがけれども、やはり専門家の方たちですので、そこも含めた形でしっかり答申をして、議論をしていただいて、これだったらこれでいいよねと、納得いただける答申を私どもに提示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎事務局次長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局次長。

◎事務局次長（森田晋君） いろんな比較検討をした上で、それをコストなどを含めた上で、その中から経済性も加味した上でどの方法が一番いいのかというように水平に議論するべきだというふうなお話だろうと思っております。しかし、今それ以外の数的なものを含めたもので、例えば先ほど来御説明しております焼却灰の外部委託の部分と、そうではなく、新たに処分場を整備して埋め立てた場合のイニシャルとランニングを合わせたものの比較、そういったようなものを明確にお示しできるものというのは、申し訳ないのですが、今手元にはない状況ですので、先ほどお話しさせていただきましたように、その辺も整理した上

でお示しできるようにしていければと考えています。

以上でございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） この件に関してはもう一回です。ということで、今持ち合わせていないと、そのとおりだと思います。そこを私は求めていなくて、次の検討委員会、1月に開催されるに当たって、そのような資料も提示して、継続してその施設検討委員会の中でやっていくべきではないかというのが私の提案で、質問であります。

前回の第2回検討委員会の議事録を見させていただきますと、伊藤委員長さんのほうから、焼却施設であれば、灰とかそういったものが出てくるわけですが、そういったものを最小限化するというのも必要と思うが、それは循環型社会の構築といったところに含まれるということですかという委員長の質問が議事録に載っておりました。それに対して、灰の関係のお話と資源化の話でございました。そのところにつきましては、今後の処理方式の検討の中でも出てくると思いますけれども云々ということで、検討委員会でその話題になっているので、その委員長の言った趣旨がどこまでなのか、事務局が答えたのがどこまでのところなのか、この議事録からは推察できませんが、私は先ほど言った形の議論がなければ、経済性についての議論はできないと思います。ということで、その点について再度、委員会のほうにその資料を提示して検討いただくということについてお答えをお願いいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 議員の質問をうまく捉えられず、申し訳ありませんでした。いずれトータルで検討してくださいということだというふうに思います。おっしゃるとおりだと思います。我々も常にそういうことで、焼却だけではないのだと。ですから、8市町で協議会というのを作りまして、中間処理であるとか最終処分も含めて検討しましょうということで進めているところであります。ですから、そういったことを踏まえて、できるだけ議員の御指摘、提案に沿うように取り組んでいきたいというふうに思いますというところで、今現在のところ

の答弁はさせていただきたいと思います。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） それでは、3つ目の項目についてですけれども、全ての市町の最終処分場もこの施設の運用に併せて、広域のこの組合で管理していくほうが効率的ではないかという質問に対して、当組合の規約上はごみの最終処分場は共同処理する事務にはなっておりませんがということが最初の答弁のくだりでした。この規約は、改正すべきではないでしょうか。やはりそれも含めて広域の共同処理事務として捉えて、将来的に禍根を残さない形で処理施設を決めなければ、今処理施設を決めると、さっき言ったような6倍から10倍の違いがあるわけですから、残渣に。それによって大きく変わるわけですね。それがなくて施設だけを決めていくというこのやり方は、やはりおかしいといえますか、一体として、この広域一体で処理まで全部面倒を見るのだよという形の広域が絶対望ましいのではないのでしょうか。その点について伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） これにつきましても議員御指摘のとおりだと思います。我々のほうでも当然常にセットで検討すべきものというふうに思っております。ただ、現在のところは、組合を設立した際には可燃ごみの処理をまずはやるのだということでの組合の規約を定めての組合設立となっております。その後必要となるそのほかの中間処理であるとか最終処分についても広域8市町の検討協議会で検討し、やはり組合でやるべきだというふうに8市町で合意がなされた場合には組合規約を変更し、そして組合として取り組んでいくべきものというふうに思いますけれども、その議論はまだこれからですので、議論をお待ちいただきたいと思います。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 内館管理者のほうに伺います。これからの議論、この要綱を直すのは首長さん方の話合いによって多分出てくると思います。その点について今後の考え、もし今時点でありましたら、お答え願います。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） ありがとうございます。今日は、まず皆さんの御質問、御意見をよくお聴きして、あとは7市町の首長さん、そして皆さんのお話をよく聴いて、あとは今までの議論に敬意を表しながら、7市町の皆さんとじっくりと考えていきたい。今日のところは、御質問、御意見をじっくりとお聴きしたい、そう思っております。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君の質問を終わります。

質問を許します。5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 私は、大きな項目3点通告しておりますので、大項目、項目ごとに質問させていただきます。

最初に、ごみ処理基本計画策定について伺います。組合は今年度、一般廃棄物処理基本計画を策定するという事で業務委託を行っております。最初に、その策定の基本コンセプトに関して幾つか伺います。

国においては、平成28年にこの基本計画策定指針を改定しております。改定された国の指針の変更点をどう具体化しようとしているのでしょうか、伺います。

特に循環型社会形成基本法の基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえて、地域における廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用の実現のために必要な施策を適切に盛り込むことをうたっております。また、国の地球温暖化対策計画及び各地域の同計画に廃棄物対策で整合性を取ることを求めています。さらに、国及び自治体の財政状況を踏まえて、施設の有効活用、長寿命化、延命化を図ることも併せて求めています。これらについて、どのように今度の計画に盛り込まれようとしているのか伺います。

国の新指針では、ごみについては循環基本法の原則にのっとり、まず①、できる限り廃棄物の排出を抑制し、これを徹底しながら、次に②、再利用、再生利用、熱回収という順に循環型利用を行った上で、そしてその上で最後に残ったものを適正な処分を行う、これが原則である。3Rの推進については、まず排出抑制、つまり減量化を大前提とする計画を策定するよう示しております。そして、新たに国や都道府県等の計画における関連目標、指標に留意することを加えて、国の廃棄物処理基本方針における指針を示しています。

令和5年度に改定した同指針、廃棄物処理基本方針に示された同指針では、令和7年度までの一般廃棄物の減量目標として、排出量を平成24年度比で16%削減、リサイクル率は平成24年度の21%から28%にリサイクル率を増加させる、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440グラムにするという指針が国の指針として示されています。これは、令和5年度、今年度改正された国の指針であります。この指標を念頭にしつつ、組合管内の3Rの取組の現状について、その現状と評価についてお示しをいただきたい。

組合管内のリサイクル率、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量をお示しく下さい。その実績についての評価も併せてお願いいたします。

その上に立って、今度の計画では、国が示した、先ほど示した指針、指標についてどのように位置付けて計画を策定しようとしているのでしょうか、伺います。減量目標をどのように設定しているのでしょうか、伺います。

これに関連して、施設整備検討委員会では施設規模を1日459トンとすることが示されました。その根拠として、令和14年度の焼却処理量として可燃ごみ11万3,044トン、不燃・粗大ごみ処理後の可燃物7,888トン、合計12万932トンとしておりますが、令和4年度の管内の各6施設の合計焼却量の実績をお示しいただきたい。

14年度の計画量は、令和4年度比ではどのような比率になるのでしょうか。今年2月に策定した当組合の循環型社会形成地域計画では、令和4年比で12.5%の減量という目標が掲げられておりますけれども、それを上回ってこの減量目標になっているのか。関心がありますので、お示しいただきたい。

リサイクル率、1人1日家庭系ごみ排出量をどのような目標に設定しているのでしょうか。排出抑制を徹底した上で、次に取り組むのは再利用、再生利用であります。その推進のためには、徹底した分別であります。混ぜればごみ、分ければ資源です。資源化のための分別収集と資源化対策については、どのような計画でしょうか、伺います。

次に、この計画にどう住民の意見を反映させるのかについてであります。国の指針では、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量推進審議会等の意見を踏まえて策定するとなっております。この審議会は、法では置くことができますとなっておりますが、組合ではこの審議会を設置するお考えはないのですか、伺います。

いずれにしても、この趣旨、つまり審議会を設定して、市民の声、これをきちんと反映させた計画にすべきであるという指針について、この趣旨をどう踏まえるおつもりなのか伺います。

また、住民の声を反映させて策定するためには、どのように取り組むのでしょうか。パブリックコメント、この前に住民への説明や意見反映がされる場が必要ではないか。どう取り組むのか伺います。

以上、まず最初の項の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 庄子春治議員の御質問にお答えを申し上げます。

国の一般廃棄物処理計画策定指針の変更点の具体化についてであります。平成28年に改定された指針では、地球温暖化対策計画との整合や既存施設の有効活用などの視点が新たに盛り込まれたものであります。

本組合が策定を進める一般廃棄物処理基本計画は、組合構成市町の基本計画におけるごみ減量に係る施策や減量目標等との整合を図りながら、本組合が共同処理する可燃ごみの処理について定めるものであり、国の指針を踏まえ、国、県及び構成市町の策定する計画等との整合を図りながら、環境負荷の低減や脱炭素社会の実現に貢献できる施設整備を基本理念とする計画の策定を進めてまいります。

なお、施設の有効活用や長寿命化、延命化につきましては、これまでも各市町において計画的な機器の更新や基幹的設備改良工事の実施など、可能な限りの延命化に取り組んできております。

平成27年策定の県央ブロックごみ処理広域化基本構想の検討に当たっては、施設の老朽化、施設更新の財政負担、過大な施設規模の見直しなどの共通課題への対応を図るため、1つの施設に集約し、新たに施設を整備する方針について8市町で確認しているものであります。

次に、組合管内のリサイクル率及び1人1日当たりの家庭ごみ排出量についてであります。国の一般廃棄物処理実態調査の最新の調査結果によりますと、リサイクル率は令和3年度実績で盛岡市15.6%、八幡平市10.4%、滝沢市22.1%、雫石町21.9%、葛巻町30.9%、岩手町15.1%、紫波町20.6%、矢巾町19.3%となっており、組合の圏域全体では17.0%のリサイクル率となっております。

また、令和3年度の資源を除く1人1日当たりの家庭ごみ排出量につきましては、盛岡市485グラム、八幡平市679グラム、滝沢市571グラム、雫石町669グラム、葛巻町400グラム、岩手町566グラム、紫波町436グラム、矢巾町461グラムとなっており、組合の圏域全体では509グラムとなっております。

圏域内のリサイクル率につきましては、国の平均19.9%との比較ではやや低く、県平均17.1%との比較ではほぼ同水準にあります。

また、1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、国平均の507グラム、県平均の518グラムとの比較ではほぼ同水準にあり、コロナ禍における生活様式の変動による増加はあったものの、令和3年度以降はコロナ禍の影響は収束する傾向にあるものと存じております。

引き続き、8市町及び関係一部事務組合が相互に連携しながら、圏域の住民意識の更なる向上を図り、循環型社会の形成に向けて取り組んでいくべきものと存じております。

次に、国の示す指針や指標を踏まえたごみの減量目標の設定についてですが、ごみの減量や資源化の推進に係る施策の実施主体は構成市町でありますことから、構成市町の一般廃棄物処理基本計画において定められるものであります。

なお、ごみ減量、リサイクルの推進につきましては、本組合の設置と併せて8市町間で締結した県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定に基づき、8市町及び本組合を含む関係一部事務組合で構成する県央ブロックごみ処理体制検討協議会を通じて、協定に定める3Rの推進に係る施策の実施について協議をするとともに、各市町の取組について情報交換を行うなど、引き続き連携を深めてまいりたいと存じております。

次に、焼却処理量の実績と見込量についてですが、令和4年度の管内6施設の焼却処理量の合計は13万5,634トンとなっており、令和14年度の焼却処理量の見込み12万932トンは4年度実績と比較して1万4,702トン、約10.8%の減になるものと見込んでおります。ごみ排出量や焼却処理量の将来推計につきましては、引き続き一般廃棄物処理基本計画の策定を通じて精査をしてまいりたい、そう存じております。

次に、リサイクル率や1人1日当たり排出量の目標設定についてですが、本組合の一般廃棄物処理基本計画のごみ排出量の将来推計は、構成市町の基本計

画における目標と整合を図りながら精査していくものであります。

次に、資源化のための分別収集と資源化対策に係る計画についてであります。本組合の規約上は、ごみの収集運搬や資源化処理は共同処理する事務となっていないところであります。引き続き、各市町の取組について情報交換を行うなど連携をして、ごみ減量、リサイクルの推進に努めてまいります。

廃棄物減量推進審議会の設置についてであります。廃棄物の減量については本組合の所管ではなく、構成市町が主体となって取り組む事項でありますことから、本組合においては廃棄物の減量等に関する事項を審議する廃棄物減量推進審議会の設置は予定していないものであります。

次に、住民説明会等の開催計画についてであります。本計画は構成市町の基本計画におけるごみ減量に係る施策や減量目標等と整合を図りながら策定を進めているものであり、各市町の計画策定手続において住民意見が取り入れられているものと存じておりますけれども、計画案に関する住民の意見を聴取するため、パブリックコメントの実施など、その実施方法については検討してまいりたい。7市町の皆さんとともに、その住民の意見、どうしていくかということも含めて考えていきたいというふうに思っております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 第1項目めについての再質問をさせていただきます。

平成28年度改定の指針の変更点をどう具体化されたかとお聞きをいたしまして、幾つか問題提起をしましたがけれども、例えば長寿命化、延命化を図るという点でいいますと、私の知る範囲では同管内の施設については、他の自治体の施設などの運用状況から見ますと、令和14年を超えて延命化し、運転している処理施設はたくさんあります。しかも、当管内のある組合の施設は、最近大規模改修をして、その起債の返還が新施設稼働後にまで続くという施設もあるわけですね。そういう点からいったら、もう終わりだから早く造らなければならないと、こういう状況なのかということになりますと、真剣にその問題を検討したのかと。大体大規模改修やって、まだ借金払いも終わらないうちにそれを廃止するという施設があるわけだ。だから、その点からいうと、本当に地方財政の現状に鑑みて、長寿命化、延命化に努めるのだということがどれだけ真剣に検討されたのかというこ

とが疑問になりますので、その点についてお聞かせいただきたいと。

それから、減量は各市町だから組合は関係ないというような今の答弁で、だから審議会を置かなくてもいいのだと、住民から聴かなくてもいいのだと、しかし燃やすのだけは一緒なのだ。では、何をどう集めて、何を燃やすのか、残った灰をどう処理するのか。さっきも議論ありました。さっきの議論だと、燃やすことと最後の出口、川下、これは一緒にやらなければならないということとしていると。とんでもない話ですよ。それをやるのだったら、入り口をどうするのかと、川上を。ごみをどう分けて、どう減量化して、どう持ってきて、何を燃やすのかということが一体でなければ、トータルとしてのごみ処理にはならないわけです。ですから、この組合の一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、減量は別物だという議論は成り立たないと思います。これを明確にしてこそ、一般廃棄物の処理基本計画が成り立つということになるのではないですか。この件について伺います。

それから、459トン、10.何%と言いましたよね、令和4年度計画で。先ほど私、最初の質問でもちょっと触れましたけれども、循環型社会形成地域計画、今年の2月ですか、組合が策定した。これでは、基準点がいつだったかということはありませんけれども、12.5%、こういう目標も掲げられているわけ。なぜ10.8%なのか。それと、減量は関係ないのだと言いながら、459トンだけは決まると。どうしたらそんなことが決まるのですか。逆ではないですか。ですから、459トンとされた、減量目標とは関係ないと言いながら、そういうことが決まるというのはどういうからくりなのか、これをお示しいただきたい。

そして、ごみ減量というのは、どうやって実現できるかということなのです。私、かつて横浜市を視察してまいりました。大都市です。300万都市です。そこで30%のごみ減量の目標を掲げている。これは、市が大目標を掲げたわけだ。そのためには住民の協力が必要だということで、何と1万回の説明会をやっているのです。そして、住民に理解をいただいて、大変な目標を掲げて、これは本当にそれぐらい減量しなければならないという市の確固とした目標があって、その確固とした目標に対して住民の理解をいただくということがあって、横浜市では30%のごみ減量に成功した。現在でも、人口50万以上の市で、全国でごみの少ない市のベストファイブに入っているのです。同じようなことは名古屋市でも。名古屋

市では、これも最終処分場がどうしても手狭だと、いわゆるこれ以上は難しいということで徹底した議論をして、ここでも数千回市内で説明会をやって、これだけの減量をしなければならぬと、名古屋市の熱い夏と言われるような議論を徹底してやって進んだのです。

まず、減量ということを掲げたときに、先に燃やす量を決めたら減量なんてできますか。逆ではないですか。その点からいえば、やっぱり行政が確固とした目標を持つと。それは市町だと。それぞれ8市町でやってもらって、組合は燃やすだけだと。しかし、その燃やす施設の規模を決める、これも徹底した減量による処理施設の規模というものが初めて出てくるわけです。そういう点からいえば、組合として減量目標を持たないというのは間違いだと思います。この件についていかがか、これを伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） まず、施設の延命化ということでありましたけれども、延命化の工事をやった後でも起債の償還が続いているという中で、新しい施設の建設はどうかということだと思いますけれども、施設についてはここで、例えば令和13年まで使えればいいのだということではなくて、その後も含めて施設が健全に稼働する状態をつくっておかなければいけないと思いますので、施設を使わなくなった後でも償還をしなければならないというところは若干やむを得ないところがあるのではないかというふうに思います。

また、基幹改良などにつきましても、現在のところは施設については、焼却施設は大体基幹改良しても30年ぐらいではないかと言われている中で、既に25年とか経過しているのがありますので、あと10年使っていかなければいけないということをお考えますと、そろそろ限界が来るのではないかなと、日々きちんとメンテナンスをしても限界が来るのではないかというふうに思っているところであります。

2つ目ですけれども、減量というのはやはりきちんと分別をして、分別をやるということをしてから施設の規模が決まってくるのではないかというふうな話だと思いますけれども、現在のところ各市町では一生懸命取り組んでいただいていると思います。市民の方々にも協力をいただいていると思います。我々今

廃棄物処理基本計画をつくる中でも、もっと分別できるものがあるのではないかとこの検討はいたしましたけれども、やはり今容器包装プラスチックをやっていない市町がありますので、それについてはやらなければいけませんけれども、それ以外についてはなかなか厳しい、もうこれ以上分別というのは厳しいのではないかとこのふうな認識の下に処理計画を策定しているというところでもあります。

あとは、3つ目ですけれども、459トンが決まるということなのですから、これにつきましては今現在の廃棄物処理の出ってくる量、あとは今後各市町が取り組んでいただく減量の施策、あとは人口減少もありますけれども、そういったものを推計しての数値を、推計して令和14年度の段階でのトン数というのが12万ぐらいというふうに推計されるということですので、それを環境省の計算式に当てはめて、トン数を算出しているというものであります。

あと、ごみ減量についての目標を持たないということについては間違いだという話ですけれども、それについては我々の中でも議論はありましたけれども、やはり今の環境組合が行う事務というのはあくまでも可燃ごみの焼却処理をすることにありますので、ただ8市町と常に連携し、協議会というのを設置して、まだ何かできることはないか、これをやればごみ減量に取り組めるのではないかとこのことをやるというふうにしておりますので、目標というのは、これから組合の計画としての目標は持たないとしても、それは連携して取り組むものの結果としての推計というふうに考えているところでもあります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 第1項目の3回目ですから、この項目の最後の質問にさせていただきますけれども、やっぱり一般廃棄物処理基本計画というのは、どういうごみをどう集めて、さっき言ったようにまず減量して、減量の次に再利用、再生利用、そして熱利用は最後なのです。循環型の計画の中の最後なのです。減量が一番最初、次が再利用、その次が再生利用、それでも残ったやつは仕方がないから燃やして、それで熱を回収しましょうと、この順序なのです。

ところが、組合が今度の施設整備計画の一番最初に出しているのが減量ではなくて、熱利用から始まっているわけですね。一番最後のやつから始まっているのです。減量もなく、再利用、再生利用の計画もなく、熱利用だけ。これは、循

環型形成の計画の原則にやっぱり反している。それはなぜかという、やっぱりごみの全体の処理の中で、燃やすだけを別枠でやっているからなのです。これは一体なのです。どう減らすのか。ですから、組合の規約はそのとおりではありませんけれども、この処理基本計画にしっかりと目標、減量の目標、そして再利用の目標、再生利用の目標、つまり資源化の目標、計画、これと一体に焼却処理についても検討する、その後の最終処分についても検討するという事にならないと、今求められている環境型のごみ行政には、一般廃棄物行政にはならない。現状の組合では、焼却施設だけの共同処理ということではありますけれども、この一般廃棄物処理基本計画においては、だからほかはいいのだということではなくて、そういう計画としてきっちり議論していく必要がある。その見直し、ぜひやっていただきたいと。それに加えて、住民の声を反映させるという対応も行っていただきたい。

そうなりますと、これは今年度中というのは難しいです。今の計画はきちんと見直して、じっくりとそういう計画に検討し直す、住民の説明と住民の声を反映させる、そういうことでぜひ取り組んでいただきたい。とにかくわさわさとまとめて、まず459トンというのを頭に置いて、大体このくらいだろうと推計すればこうだと、こんな計画をまとめましたと言ってパブリックコメントだというやり方ではなくて、さっき言ったような視点でしっかりと計画をつくって仕上げていく。そのためには、今年度中という期限を私は固執する必要はないと思う。そういう計画にするべきだというふうに思いますけれども、いかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、減量の目標であるとか再利用の目標を持ってということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、策定する今の段階でも組合の中での事務レベルの議論になったところでもありますので、今いただいた御意見を踏まえまして、改めて目標というものを掲げる必要があるのか、あとは推計というような形でも足りるのかということをもう一度議論はしたいと思います。そして、また議論を、これについては組合だけではなく、8市町も一緒になって議論をして決めていきたいというふうに思いますので、そういった形で進めてまいりたいと思います。

あとは、住民に意見の反映ということでありましてけれども、これについてはパブリックコメントを実施し、意見を聴くということ、またそれについての方法については現在も検討中ですというふうな答弁を管理者のほうからもいたしましたので、そのほかの方法とか何かあるのかどうかというあたりも検討して、8市町の住民の皆さんの意見をとにかくできるだけ、御意見が出た場合は反映できるような機会、チャンス、そういったものをつくっていきたいというふうには思います。

あとは、今年度の期限にこだわらずということでありましたけれども、次のステップもありますので、今のところは今年度中の策定を目指してはおりますけれども、議論をする中でやはりもう少し時間がかかるというのであれば、期限は多少延びることはあるかもしれませんので、そういったところは柔軟に進めていきたいなというふうに思います。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 次に、施設整備基本計画策定について伺いたいと思いますが、この施設整備の計画においても、さっきも言いましたように、どういうものをどう燃やすのかというのが、あるいは処理するのかと、それがやっぱり前提にならなければならないというふうに思うのです。ですから、その点からいいますと、大体今こういう状況で進んでいるからこうだと、推計ではなくて、やっぱり今の時代に合った減量目標をしっかりと掲げて、確固とした減量目標を持って、そして住民の協力をいただくと。実際にやっているところがあるわけですね、管内でも。生ごみ、ちゃんと分けて出しているところもあるわけです、盛岡市内で。それは、ちゃんと説明すれば、住民は協力します。最初から諦めたらできない。その点で、何を燃やすかということにもよって処理方式というのはいろいろ変わってくるのだらうというふうに思いますが、この施設整備基本計画策定について次に伺いたいというふうに思います。

まず、処理方式の検討の現状と今後の方針についてです。お二方の、前の方の質問でもお答えになっていらっしやいましたので、3つの方式を検討すると、3つに絞ったということですが、この3つの方式の特徴とそれぞれの課題、今後絞り込むための検討課題について、どういうポイントを挙げて絞り込もうとしてい

るのかお伺いしたいと思います。

それと、施設整備予定地については、4月の臨時会では私の質問に対して予定地域内の建設場所については決まっていないという答弁、そして一般的な測量だと、そういう御答弁だったのです。その答弁には間違いはないのですか。どうもおかしなことだと私は思っておりましたが、既に線は引かれているのではないのでしょうか。その上での測量調査ではないのか伺いたいと思います。

予定地域の地権者、その方々の合意はいただいているのか。先ほど測量の同意はいただいているということですが、そこを予定地とすることについての同意についてはいかがなのか伺います。

そして、問題は周辺の地域の方々の住民の理解はどうか、説明会は開かれているのか。広域化の問題は、1か所に大量のごみを集めて燃やすということによって、その周辺に対する環境負荷がより大きくなるというところに大きな問題があると思います。焼却あるいは熔融等の処理によって、どうしても様々な有害物質、HC1、SOx、NOx、ばいじん、その他出てくると。環境基準を守っても、それはあくまでも濃度であって、分母が増えれば増えるほど有害物質は増えるのです、総量が。しかも、その有害物質はどの程度の煙突になるかにもよりますけれども、周辺に拡散されるということですから、その地域のごく僅かの人に説明して、住民説明が終わりましたということにはならないだろうというふうに思うわけですが、住民説明、同意は周辺2キロ、あるいはそれを超えるぐらいの、少なくともですよ、そういう地域の住民に対する説明や合意というのが私は必要だろうというふうに思いますけれども、その説明と住民同意をどう図るのかお伺いしたいと思います。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 整備予定地についてであります。予定地は盛岡インターチェンジ南側の旧国道46号と雫石川の堤防の間のエリアを想定して測量調査等を行っているものであります。

地権者についてであります。現段階では官公署を除いて30名程度と把握をしております。令和5年7月には、地権者を対象とした説明会を実施し、施設の事業計画及び整備予定地の測量調査について説明を行い、土地の立入りについて了

解を得たところであります。

次に、住民説明会の範囲についてであります。岩手県条例に基づく環境影響評価の実施においては、環境影響を受ける範囲を廃棄物処理施設生活環境影響調査指針を参考に、煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離のおおむね2倍となる4キロメートルを見込んでおりますことから、この範囲となる盛岡市及び滝沢市において環境影響評価に係る説明会の実施を予定しているところであります。

地権者及び住民との合意形成についてであります。これまでも懇談会等を通じて、地域住民から施設稼働に伴う環境への不安や、廃棄物エネルギーを利用した地域振興、まちづくりへの期待など、様々な御意見をいただき、意見交換を重ねてきております。

施設整備基本計画の策定につきましては、施設整備検討委員会において審議いただくとともに、パブリックコメントを通じて情報提供や意見交換を行いながら、令和7年3月の公表に向け、進めてまいりたいと思っております。

引き続き、地権者及び地域住民の皆様に対し、丁寧な説明を行いながら、施設整備に対する理解を深めていただくよう努めてまいります。

処理方式につきましては、事務局より説明させていただきます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 3つの処理方式の特徴及び課題についてであります。一般的にストーカ炉による焼却方式につきましては他の処理方式と比べて実績が最も多く、技術的に信頼性が高い、1炉の焼却能力は日量数トンから数百トン規模まで広い範囲に対応が可能であると、時間をかけて焼却するので、安定燃焼しやすく、炉内温度、圧力及び蒸気発生量の変動が少ないことなどの特徴がありますが、焼却に伴い、燃え殻である主灰が発生するため、その処理が課題となっているものと存じております。

ガス化溶融方式につきましては、品質の高いスラグが得られる、コークス、石灰石など副資材を要するなどの特徴がありますが、コークスの焼却に伴い、化石由来のCO₂が発生するといった課題があると存じております。

組合せの技術である乾式のメタンガス化方式につきましては、生ごみ等をメタン発酵槽に投入することにより焼却ごみの減量を図ることができる、メタン発酵

による発電や熱利用が可能であるなどの特徴がありますが、施設整備、維持管理ともにコストが高いといった課題があるものと存じております。

今後は、令和6年1月に予定する第3回委員会において処理技術の組合せについて検討し、稼働実績や環境負荷、経済性などの評価項目に基づく第2次選考を行った上で、プラントメーカーに技術提案の依頼を行うこととしており、その提案内容に基づいて令和6年9月頃に開催を予定する第6回委員会において第3次選考を行うこととしております。

以上であります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 今3つの処理方式のそれぞれについての特徴などをお示しいただきました。ガス化溶融炉については、スラグなどの再利用が可能だということですが、実はこのスラグというのも、結局さっきの順序からいうと最後なのです。入り口で本来ならば分けて資源化しなければならないものが混じって入って溶融されるとスラグが残ると。ですから、先ほど滝沢市が22.何%のリサイクル率ということですが、その22.何%のリサイクル率の中にスラグの比率はかなり高いと。いっぱい燃やせばスラグが出てくるのです。それをもってリサイクル率が高いというのは、私はまやかしかだと思っております。その前に減量して資源化する。ですから、更にコークスを燃やすということからいいますと、今地球温暖化対策、CO₂、カーボンニュートラルにどう貢献するかというのが喫緊の課題。

それと、もう一つはお金です。前の試算だと、一定の期間において100億近く溶融炉のほうが高いということも示されました。ですから、それらを今後絞り込む上でのポイントをどこに置くのかということについて、これから協議会でいろいろ検討して云々という話でしたけれども、その点でどういうポイントで検討されるのかということ、組合としてはどこに重点を置いて検討するのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、住民説明会について、これまで周辺で説明会をいろいろやってきたということですが、必ずしも私は十分に地域住民の理解をいただいているという現状には遠いのではないかとこのように思うのです。その点、今後も引き続

きやっていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの質問の中で、スラグについて不適切な発言があったかもしれません。まやかしという言葉は正しくなかったと思います。それはおわびいたしますが、リサイクル率の中にスラグも入ってのリサイクル率になっているという点からいうと、さっき言った順序からいうと、最後ですよということですから、私は入り口の前での資源化というものをより検討すべきだというふうに思いますが、それらも含めて処理方式を今後検討していく上で、コンサル任せですか、全部。組合としての基本的な指針というのはないのですか。コンサル任せなのでしょうか。その点についてお願いします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） まず、議員からお話ありました順序という意味では、それは全くそのとおりだと思いますし、我々もそういうことで今後も取り組んでいきたいと、やはり減量ということが大事ですので、その上で焼却することに取り組みたいと、それは思っていますので、その考え方は一緒だということだけは御理解をいただきたいと思います。あとは、その中で分別がどこまでできていくかというところの課題だと思います。

今後の選考についてなのですけれども、どういったポイントで、絞り込むポイントのお話でしたけれども、まずは大きな項目でいきますと、周辺環境の保全、安全、安心に配慮とか、あとはカーボンニュートラルの社会に貢献すると、あとは地域づくり、あとは防災、経済性、効率性に優れた施設といったところであります。周辺環境の保全の評価の視点でいきますと、やはり排ガスの量であるとか、最終処分量などといったところを視点にしたいと思います。安全、安心の評価の視点でいきますと、やはり採用実績であるとか、ごみの量とか質の変動に対応できる、あとは安全に運転できるというような運転管理の容易性といったようなところなどに着目したいと思います。あとは、カーボンニュートラルの社会への貢献というところで行きますと、CO₂の排出量、あとはエネルギーの消費量、エネルギーの回収量、そういったところがどれが優れているというようなところをポイントにしたいと思います。防災の評価の視点につきましては、災害時には自力で運転をできる設備があるかどうかといったようなところを見たいと思います。

経済性については、やはり議員おっしゃるランニングコスト、そこをポイントにしたいと思います。あとは、住民からの御意見の聴取につきましては、やはり引き続きいろんな機会を設けてお聞きして、取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 先ほどの議論の中で滝沢市さんについて、不穏当な、大変失礼な発言だったかと思imasるので、改めて訂正しておわびしたいと思imasますが、趣旨は先ほど申し上げたとおりでございます。

住民説明、合意については、私は現状で建設予定地周辺の住民の皆さんの理解をいただいている状況にはないのだろうというふうに思imasるので、ぜひそれについてはお願いをしたいというふうに思imas。

大きな3つ目に、県央ブロックごみ処理体制検討協議会に……

◎議長（村田芳三君） ちょっとお待ちください。議長からあらかじめ申し上げます。会議時間は、会議規則第9条第1項で午後5時までと定められておりますが、会議が午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により、会議時間を延長します。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） すみません、時間が。県央ブロックごみ処理体制検討協議会について伺いたしたいと思います。協議会の検討状況について、これまでの回数や協議結果などについて伺いたしたいと思います。本来ならば、広域組合の結成前に決着していなければならなかった課題が積み残されて、それを別建ての検討協議会に移して行うということになるわけです。何がこれまで話し合われて、何が決まっているのか。今後の協議会の開催計画や検討課題、スケジュールなどについてお知らせいただきたいというふうに思imas。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 県央ブロックごみ処理体制検討協議会についてであります。同協議会は圏域における不燃、粗大ごみ処理、資源化処理の体制及び

最終処分体制など、当組合が所掌する焼却処理以外のごみ処理について、8市町及び関係一部事務組合間で協議することを目的として設置されたものであります。

これまでに担当課長等で構成する幹事会を5回開催してきており、令和5年度は不燃、粗大ごみの破碎選別施設、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の資源化を含む資源物の処理の体制について、市町間で協議、検討を重ねている段階であります。

今後につきましては、令和5年度内に協議会を開催し、不燃、粗大ごみ処理、資源化処理の体制の方針について取りまとめてまいりたいと存じております。

以上であります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 最終処分も含めて、焼却以外の処理について、これまでですと、それぞれ各市町、共同処理は焼却のみということでしたが、やっぱり矛盾が出てくるわけですね。その他の中間処理についても、その施設ごとによつての状況もあれば、あるいは破碎の設備がある、なしや、その必要性がある、なしや含めて様々な違いがあつて、そういうところを調整する必要があるということで、実は組合の結成が1年延ばされて、協議してきたけれども、それが調わなくて、その部分はこっちに移したというのが、この処理体制検討協議会に移された課題ですよ。

先ほどの議論を聞いていますと、例えば最終処分場も一体でやるかとか、焼却以外の中間処理も一体でやるかとかというところに議論が進んでいるというお話でしたけれども、そういう方向で検討がされているのでしょうか。もしそうだとするならば、やっぱりそれを分けて組合をスタートしたところに根本の問題があるのです。やっぱり一般廃棄物の処理というのは一体なのです、川上から川下までの。そこに住民が絡んで、行政が絡んで、だからその点からいうと、まさに分離したということの矛盾がここに出ているということだと思ふのです。その他の中間処理あるいは最終処分場について、組合で共同処理するという方向についても検討が進んでいるのかということをお示しいただきたいし、もしそうだとするならば、これは一旦立ち止まって、全体のごみ処理、一般廃棄物処理の流れの中で、この管内の統一性を実現するというにすべきだというふうに思ふます

けれども、いかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 検討協議会の幹事会のほうで、担当課長等で構成する幹事会で話をしている中身になるわけですが、あまり、検討段階ですので、全てをお話するわけにはいかないと思うのですが、進んでいるのは、やはり可燃ごみの焼却以外は各市町でというのを基本にして検討することにしておりまして、それを踏まえて今本当にそれでいいのかということについて検討をしているところであります。一体としてやるというふうなものの意見というのは、まだ今のところ、そこまでまとまっていますので、今後の議論をお待ちいただきたいと思っておりますし、それについてはしかるべき時期には皆さんにお知らせして、御意見をいただきたいなというふうに思います。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） いろいろと質問させていただきましたけれども、やはり組合が取り組むべき一般廃棄物の処理、これについて焼却処理だけを別にして、取り分けて、まず施設建設に進むというところの矛盾は、私は明らかになってきたのだらうというふうに思うのです。その点からいけば、やっぱり一旦これ立ち止まって、この管内における減量計画、そして資源化計画、分別収集の一体化、中間処理、最終処分の一体化、これを住民と協力してどう進めるのかということに、これは計画を再検討するべきだというふうに思います。したがって、拙速に年度内に計画をバタバタ決めて、アリバイ的だと思われかねないパブリックコメントで住民の意見を聴いたというふうにする前に、十分な住民との議論を深めてやるべきだと、そういう見直しをしていただきたいということを議論を通じての私の意見として申し上げて、質問を終わります。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治君の質問を終わります。

追加議事日程第6、認定第1号「令和4年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

小原事務局長。

◎事務局長(小原勝博君) お手元に配付しております議案書をお開き願います。認定第1号「令和4年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をいただくため提出するものであります。

この議案書のほかに、別冊の令和4年度盛岡広域環境組合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、決算書の2ページをお開き願います。令和4年度一般会計決算は、令和5年2月1日に盛岡広域環境組合が発足したことから、2月1日から3月31日までの2か月分となります。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1,081万9,000円に対しまして収入済額は1,081万8,363円で、予算額に対する収入済額の比率は、小数点以下第2位を四捨五入して100%でございます。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1,081万9,000円に対しまして支出済額は881万4,417円で、執行率は81.5%、不用額は200万4,583円となっております。

歳入歳出差引き残額は200万3,946円となり、これを令和5年度へ繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(村田芳三君) 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要についての説明があります。

長澤会計管理者。

◎会計管理者(長澤晋君) それでは、令和4年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。お手元の決算書、5ページから8ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明いたします。

最初に、5ページをお開き願います。初めに、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などに係る各市町の負担金でございます。

続く第2款諸収入ですが、6ページの備考欄に記載のとおり、地方公務員災害

補償経費負担金について、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会から受け入れたものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございますが、第1款総務費につきましては、8ページの備考欄に記載してありますように、組合の管理に係る事務経費のほか、派遣職員に係る人件費についての派遣元の市町への負担金でございます。

以上、一般会計歳入歳出決算について説明を終わりますが、決算書のほかに地方自治法第292条において準用する同法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、併せて御参照願います。

なお、財産に関する調書は、備品等該当がありませんので、省略しております。

以上でございます。

◎議長（村田芳三君） 会計管理者から説明が終わりました。

引き続き、監査委員から審査意見の概要の報告をお願いします。

関監査委員。

◎監査委員（関治人君） 盛岡広域環境組合の代表監査委員であります高橋宏弥監査委員が本日定例会を欠席されましたので、議会選出の監査委員であります私、関治人から報告いたします。

地方自治法の規定に基づき、令和4年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、管理者宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書類等は法令の規定に準拠して調製されており、また決算書類等の計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的、効果的に処理されているものと認められました。

以上、一般会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書を御覧いただきたいと思います。と存じます。

以上、報告といたします。

◎議長（村田芳三君） ありがとうございます。監査委員から審査意見の概要の報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

認定第1号「令和4年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」を採決します。

本案は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立全員です。

これによって、認定第1号は認定することに決しました。

以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

午後4時42分 閉 会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

盛岡広域環境組合議会臨時議長 柳 橋 好 子

盛岡広域環境組合議会議長 村 田 芳 三

盛岡広域環境組合議会議員 豊 村 徹 也

盛岡広域環境組合議会議員 庄 子 春 治